

宮城県農業農村整備事業等設計業務共通仕様書 新旧対照表（令和3年10月）

（下線の部分は改正部分）

| ＜ 改正後（令和3年10月） ＞ | ＜ 現 行（令和2年10月） ＞ | ＜ 備 考 ＞ |
|---|--|---------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-6条 [略]</p> <p>第1-7条 照査技術者及び照査の実施 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が照査技術者を設置する必要がないと認め設計図書に明示した場合にはその限りでない。</p> <p>2 ～ 4 [略]</p> <p>5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、署名のうえ管理技術者に提出しなければならない。</p> <p>第1-8条 ～ 第1-38条 [略]</p> <p>第2章 設計業務 [略]</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-6条 [略]</p> <p>第1-7条 照査技術者及び照査の実施 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が照査技術者を設置する必要がないと認め設計図書に明示した場合にはその限りでない。</p> <p>2 ～ 4 [略]</p> <p>5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、署名<u>押印</u>のうえ管理技術者に提出しなければならない。</p> <p>第1-8条 ～ 第1-38条 [略]</p> <p>第2章 設計業務 [略]</p> | |